



**船舶湿式排氣システム用ゴム及び
樹脂ホース**

JIS F 7152 : 2006

(JMSA)

平成 18 年 8 月 10 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	矢萩 強志	財団法人日本船舶技術研究協会
(委員)	澤山 健一	国土交通省
	和田 昌雄	国土交通省
	鍛地 樹生	財団法人日本海事協会
	桐明 公男	社団法人日本造船工業会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	田中 譲史	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	井上 彰一郎	日本小型船舶検査機構
	半田 収	社団法人日本船主協会
	山下 曜	社団法人日本舶用工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 18.8.10

官 報 公 示：平成 18.8.10

原案作成者：財団法人日本船舶技術研究協会（旧 財団法人日本船舶標準協会）

（〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎ノ門高木ビル TEL 03-3502-2130）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部長 二瓶 好正）

審議専門委員会：船舶技術専門委員会（委員長 矢萩 強志）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 舶用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会(JMSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 13363:2004, Rubber and plastics hoses for marine-engine wet-exhaust systems—Specification を基礎として用いた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS F 7152 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (規定) 耐熱性試験

附属書 B (規定) タイプ認証及び出荷検査

附属書 C (参考) 推奨される定期検査

附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文	1
警告	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	3
4. 分類	3
5. 材料及び構造	3
6. 寸法及び公差	3
7. 物理的性能	4
7.1 一般	4
7.2 引張強さ及び切断時伸び	4
7.3 促進老化	4
7.4 圧縮永久ひずみ（ゴムホースだけに適用）	4
7.5 耐液性（クラス A ホースだけに適用）	4
7.6 加熱時の質量損失（樹脂ホースだけに適用）	5
8. 完成品ホース又はチューブの性能試験	5
8.1 最小破裂圧力	5
8.2 柔軟性（タイプ 1 及びタイプ 2 だけに適用）	5
8.3 耐オゾン性（ゴムホースだけに適用）	5
8.4 耐紫外線（UV）性（樹脂ホースだけに適用）	5
8.5 接着	5
8.6 耐摩耗性	5
8.7 耐熱性	5
8.8 熱老化性	5
9. 検査項目	5
10. 表示	6
附属書 A（規定）耐熱性試験	7
附属書 B（規定）タイプ認証及び出荷検査	8
附属書 C（参考）推奨される定期検査	9
附属書 1（参考）JIS と対応する国際規格との対比表	10
解 説	13

日本工業規格

JIS

F 7152 : 2006

船舶湿式排気システム用ゴム及び樹脂ホース

Rubber and plastics hoses for marine-engine wet-exhaust systems—
Specification

序文 この規格は、2004年に第1版として発行された ISO 13363:2004, Rubber and plastics hoses for marine-engine wet-exhaust systems—Specification を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書1（参考）**に示す。

警告 この規格の利用者は、通常の実験室での作業に精通しているものとする。この規格は、その使用に関する起こるすべての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

1. 適用範囲 この規格は、3タイプ及び2クラスのホースの必要条件について規定する。ホースは、船用機関の湿式排気システム（排気ガスが流れ出る冷却水に混合される場所。）での使用を意図したものである。

3タイプ：

- タイプ1：耐油性の材料に、合成繊維の補強をして製造されたソフトウォールホース
- タイプ2：タイプ1に、ラセン状のワイヤーが埋めこまれたハードウォールホース
- タイプ3：耐油性の材料に、補強材又はカバー材の補強をして製造若しくは補強なしで製造されたホース又はチューブ（フレキシブルコネクタ）で、コネクタが物理的損傷を受けないよう保護する部位において、短い長さで使用するよう意図されたもの。

2クラス：

- クラスAは、ディーゼル機関用として意図されたもの。
- クラスBは、ガソリン機関及び非常に高い排気温度のディーゼル機関に意図されたもの。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 13363:2004, Rubber and plastics hoses for marine-engine wet-exhaust systems—Specification (MOD)